

**問** 外国籍所有の宿泊施設の軒数は

**答** 法人、代表者とも外国人の施設は150軒



太谷修助 議員

**【外国人対策】**

**問** 村内居住の外国籍の人数と世帯数は。

**答** 本年9月1日現在の住民基本台帳人口で、世帯数224、人口は256人。

**問** 外国人の不動産取得数は。

**答** 固定資産税台帳によると、平成30年度で土地158人、567筆。家屋で109人、250棟。

**問** 外国人宿泊施設登録数は。

**答** 8月現在、大町保健所によると、許可申請者が外国人もしくは外国法人で、代表者が外国人の施設は150軒。エリア別では。

**問** エリア別では。

**問** 無許可数の把握は。

**答** 法令の手続きにのっとっていない違法な業態を放置してはならず、昨年の民泊法が問題の中で、村内の無許可施設の一斉調査を行った。宿泊仲介サイト登録128のうち、営業許可施設117、残り11は確認できず、場所を特定出来た7施設については適正指導し、場所にすらたどり着けない施設もあり、闇民泊の存在を否定出来ない状況。

住宅宿泊事業法の施行に合わせた仲介サイトが正当な許可、届け出が為されていない施設にはサイト登録させない事とし、引き続き疑わしい施設があれば調査指導し、保健所等と連携しながら対応したい。

**問** 外国籍所有者の区費分担金の徴収は。

**答** エコランド区で実施されている区費に準ずる環境整備費を含めて、色々な方法があるとの提案があったので、検討し進めていきたい。

**問** ニセコ同様のリゾート分担金制度導入の考えは。

**答** 藤本副村長 この分担金は税金とは異なり、役場が対象の地元住民から徴収し、負担と受益の直接関係から、例えば地区の環境美化、街頭整備、ゴミ集積場の整備といった課題に限定される。将来的にこれらの課題に対しても、観光財源の使い道として当然有り得る。観光財源検討委員会の中で意見があれば、検討の余地はあると考える。

**問** ウェルカムボード設置の検討は

**答** 既存以外に新設する考えはない

**【国際基準に見合う景観整備】**

**問** 村の入り口にお洒落なウェルカムボード設置の検討は。

**答** 現在、主要幹線道路の出入り口3箇所に、ウェルカムをデザインした看板が設置されており、要望に適したお洒落なものかはわからないが、当面この3箇所以外に設置する考えはない。

**問** 統一色による導入看板の設置は。

**答** 景観の観点からも看板のデザインの統一化に努めていく必要があると考えるが、国道・県道を管理する県と連携を取り検討。



インバウンドで外国人旅行者が多く訪れるメインストリート